

第5回規制改革会議 終了後記者会見録

日時：平成25年3月21日（木）15:21～15:50

場所：中央合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、大変お待たせいたしました。ただ今から、第5回規制改革会議後の岡議長の会見を始めたいと思います。

最初に、議長から議事概要を紹介していただきます。

○岡議長 今日は、大田議長代理にも出席いただいて御報告したいと思います。

本日の規制改革会議においては、4点のテーマについて討議をさせていただきました。

第1点は、規制改革ホットラインの設置でございます。本件につきましては、国民あるいは企業等から規制改革を求める声はかなりあるという認識の下で、その受入窓口という形でホットラインを設置するわけでありまして、本日付で決定いたしまして、早速、明日から受付を開始したいと思います。

私どもとしては、このホットラインを通じて、国民あるいは企業等からの規制改革要望を受け入れ、それを事務局できちんと事実確認した上で関係省庁とのやりとりをしていく。そのやりとりの結果を、都度規制改革会議に上げていただいて、そこでまた議論をするという、一つ一つの改革を着実に進めていきたい、こういう趣旨で立ち上げたわけでございます。

本件は、事務局の中に、ホットライン専任チームを作り、そこが全ての窓口になる、このようなやり方でございます。

それから、それとは別に、いわゆる集中的にそのような要望を受け入れることについては並行的にやろうかと思っておりますが、今申し上げましたホットラインは、デイリーの対応ができる体制で取り組んでいこうということでございます。

2点目は、前回の会議でも議論いたしました石炭火力発電に対する環境アセスメントでございます。本件につきましては、前回の会議で環境省及び経済産業省の皆さんに来ていただいてヒアリングを実施し、意見交換をいたしました。そのときの意見交換をベースにして、今日議論を深めたわけでありまして、

結論としまして、私どもとしては、やはり、高効率な石炭火力を進めていくことがいわゆる3E、エネルギーの安定、あるいは経済性及び環境という、この3点のバランスを考えた上で、我々が置かれている現状のもとではこの石炭火力の必要性を強く感じておりまして、そのためには環境アセスメントの改革が必要である、こういう趣旨でございます。

本件につきましては、もう一度、議論をいたしまして、会議としての見解を取りまとめたいと考えております。

それから、本日一番時間を割いて議論いたしましたのが保育の件でございます。これも既に御説明いたしました最優先案件4件のうちの一つでございまして、インターネットに

よる薬の販売、それから、今、申し上げました火力の環境アセスメントに次いで、3番目の最優先案件として取り上げていこうということで今日は議論したわけであります。

本日は、まず厚生労働省、それから、本件の保育について大変先進的な取組をしていると我々が認識しております横浜市、さらに民間の方でこの保育の事業を展開しておりますJPホールディングス、このお三方に来ていただきまして、いろいろ御説明を伺った後に意見交換をしたわけでございます。大変活発な、いろいろな意見がございました。

後ほど大田議長代理から補足してもらいますが、我々会議といたしましては、本件を効率よく効果的に進めるために、最優先案件の中でも本件については保育チームというものを編成いたしまして、この保育チームが中心となって論点整理等々をしていき、必要に応じて都度、規制改革会議の本会議の方で議論を展開していくという、そのような進め方にしていこうということについても本日の会議で決定いたしました。

この保育チームのヘッドを大田議長代理にお願いしております。さらに本日、この保育チームのメンバーも決定いたしましたので、その点も含めまして後ほど大田議長代理の方から説明をしていただきたいと思います。

4点目のテーマは、インターネットの薬の販売については、既に私ども会議としての見解を提示しております。厚生労働省にも既に提示済みであり、今、我々の見解を踏まえて彼らの検討会でいろいろ検討していただいていると私は認識しておりますが、皆様にも御説明いたしましたように、この規制改革を進めるに当たって、国際先端テストという手法を必要に応じて導入して進めていこうということを我々は決めたわけであります。

全体的なこの国際先端テストというものをどういうふうに取り組むかという全体の会議はこれから進める予定ですが、個別案件ごとにこの国際先端テストの導入が効果的であるという場合には都度、それを採用していこうということにしておりますが、このインターネットの薬の販売についても、そういう意味では第1号として、この国際先端テストの手法を導入したわけでありまして、私どもから厚生労働省に、このインターネットによる薬の販売が禁止されている海外の事例はあるのか、ないのかという問合せを過去2度にわたってしてきているわけでありますが、それに対する回答は必ずしもまだ十分なものをいただいております。

今日、皆さんのお手元に厚労省からの最新の回答文書を配付させていただいておりますが、その内容では私どもは納得しておりませんので、これについてはもう一度、私の方から、どこかの国でインターネットによる薬の販売を禁止している具体的事例があるのかどうか、もう一度回答してください。ないのであるならば、なぜ日本だけが禁止するという、その理由は何でしょうかということ、この国際先端テストとの絡みにおいてフォローしております。私どもの見解は既に発表済みでありますので、このやりとりの結果、我々の見解は変わることはございません。

そういう形で、今日、以上申し上げました4点について御説明させていただきましたが、まず大田議長代理の方から保育のところについて追加の説明と、チームについての説明を

お願いいたします。

○大田議長代理 保育に関しましては、お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。

政府は、4月に子ども・子育て会議を設置しまして、そこで新制度の設計を議論する。そして平成27年に新制度に移行して、その上で5年間かけて待機児童を解消することを目標としています。

しかし、これは今から7年後になるわけです。保育園がなくて困っているお母さんというのは、今、大都市を中心にたくさんおられるわけで、私どもとしては新制度に移行する2年間でもできる限りのことをやるべきだ。横浜市はやっているわけですから、できる限りのことをやるべきだということで、まず政府はこの2年間で待機児童ゼロを目指してあらゆる措置を講ずるべきであるということ掲げました。

そして、そのための具体的な検討事項として、2.に3つ書いております。

自治体で株式会社・NPO法人の認可保育所への参入状況が異なります。これは保育環境の格差につながっております。自治体の裁量で、この設置主体が株式会社やNPO等であることを理由に認可しないようなことはないように、政府がガイドラインを策定して、最も成果を上げている横浜市並みの水準を目指すべきではないか。

それから、待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特例的・時限的な規制緩和を認めるべきではないか。

3番目に、保育の質についての第三者評価、これは現に行われているのですけれども、今の実施率はたしか3.5%ぐらいだったと思います。非常に低いのです。これを大幅に拡充すべきではないか。今の評価の在り方を早急に見直して、2年間の実施率目標を掲げるべきではないかということ最初に提示させていただきました。

これに対して、まず、この2年間の待機児童ゼロという目標について、厚生労働省の方からは、基本的にやるのは自治体であるということ。それから、新制度に移行しますとそれなりの財源が、これは消費税増税の中から財源が手当てされますけれども、この2年間は財源が十分に手当てできないので、なかなかゼロという目標を掲げるのは難しい。しかし、できる限りのことをやっていくということはもちろん賛成であるという答えがありました。

それから、具体的な検討事項につきましては、まず1点目ですけれども、株式会社・NPO法人の参入が自治体によって違うという点ですが、新しい制度に移行しますと、待機児童がある限りは自治体が株式会社参入を規制することはできないこととなります。しかし、それを2年後を待たずに先取りしたいという気持ちは厚生労働省も強く持っている。そして、今日出ている厚生労働省からの資料にもありますが、やはり国としてもそういう考え方を示していきたいということでした。

具体的にどういう形で示すのか。私どもが提案しているガイドラインになるのか、あるいは今日、委員の中からもっと強いルールはできないのかといった意見もありまして、どういう形で示すかはこれから検討したいということでした。

2番目の設置基準について、特例的・時限的な規制緩和を認めるべきではないかということについては、やはり保護者の方は安全・安心ということを強く意識しておられるので、例えば保育士の基準を緩めるといったことはなかなか難しいというお答えが厚生労働省からありました。

3番目の保育の質については、第三者評価については積極的にやっていきたい。それをどのような方策が考えられるか、検討していきたいということでした。

それに対して、今日出た意見を簡単に御説明いたしますと、やはり情報を出していくことがとても大事ではないか。今日の資料の中にJPホールディングスが出した、自治体による株式会社の参入状況の一覧表がございますが、こういった情報、これは国としては出していないわけで、情報が非常に大事であるという意見が出ました。

そして、待機児童の多いところだけでいいから、具体的にどういう基準を自治体が独自に作っているか一覧表を出してもらえないかという意見も出ました。これに対して、一定の時間があれば、できる形で調査していきたいという話でした。

(2)の設置基準を時限的・特例的に緩和できないかということについて、委員の方から、例えば東京では認証保育所というのがあります、ここは保育士は6割でいいとなっておりますが、平成21年度の利用者調査では、認可保育所よりむしろ評価は高いぐらいで、必ずしも保育士が6割だから不満が多いということではないのではないかという意見があって、やはり現状の厳しさを考えれば、もう一度、この点については検討してもらえないかといった意見が出されました。

それから、先ほどの保育チームについてですが、私をヘッドといたしまして、委員の中から翁百合さん、佐々木かをりさん、安念潤司さんの3名にお入りいただきます。それから、この保育の議論に限定して会議に出ていただき保育を議論する、これは参考人という制度がございますが、この参考人として外部の方で、学習院大学経済学部教授の鈴木亘さん、それから、今日御出席いただきましたJPホールディングスの山口洋さんのお二人に入ってくださいまして、合計6名で進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、皆様方からの御質問にお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○記者 大田先生にお尋ねしたいのですが、この待機児童の問題、横浜市にはできて、他の自治体にはできない一番の理由というのはどこにあるとお考えでしょうか。

○大田議長代理 横浜市は、待機児童について、かつてはワーストだったのです。それが今はゼロに近くなっていて、できる限りのことをやっている。そして横浜市のそれぞれの区に、林市長になってから、きちんとした人を横浜市から配置して、例えば保育所をつくる土地があったらそこを使う。それから、株式会社の保育所、NPOの保育所も認めていくといったことをやっていますし、保育コンシェルジュという形でそれぞれの問題に取り組ん

でいくという、全体としてできるだけのことをやっていくという姿勢があるように思います。したがって、やはりやればできるのだということです。

それから、お手元の資料にもありますが、予算も付けております。厳しい財政の中で保育に充てる予算も増やしています。

○岡議長 ちょっと補足させてもらいますと、今日の議論の中でもあったのですが、この保育問題は国が全体のところはコントロールしている分があるのですが、実態は全部、地方自治体が主体である。許認可権もそこが持っているというのが現状ですね。そうしますと、どこができて、どこができていないかといいますと、やはり自治体の首長が、例えば横浜市であるなら、今の市長さんが非常に熱心に取り組んだ成果が出てきているという印象を強く受けました。

したがって、私はそれぞれの自治体の長がこのテーマに対してどれだけ真剣に取り組むかどうかといったところは非常に大きいと思いますが、同時に、先ほど大田議長代理も触れていただいたのですが、やはり国も全体の把握といいますか、そして、どういう形でそれを進めていくかというところを後押ししていくのか。これはプラスマイナスあると思います。プラスマイナスというのは、厳しく言うところと応援するところがあると思うのですが、そういった両方の、国と地方の補完関係でうまくやっていくべきだと思うのですが、やはり主体が地方自治体だというのは実態であるということだと思います。

○大田議長代理 今の件に関して、許認可権は都道府県にあり、市区町村が推薦します。東京都の場合、区が推薦を上げて都が審議する。例えば、世田谷区は株式会社を応募要綱で認めていませんので、株式会社の推薦を都に上げないということになっています。これについて法的根拠はない。

それから、例えば大阪市は市長が代わって認められるようになったということで、やはり、今、お話があったように、首長さんの態度といいますか、意向で左右されているということはあると思います。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

○記者 環境アセスメントの件で、引き続き議論した上で会議としての方針を示すめどはいつごろになるのでしょうか。

○岡議長 次回の規制改革会議でやろうと思っております。

○記者 薬のインターネット販売のような形で出すことになるのでしょうか。

○岡議長 はい。まだ内容が固まっていますが、形という意味では前回同様、この会議の見解という形で出させてもらうことを今は考えております。

○記者 今のとの関連で、石炭火力ですが、あと1回開いておまとめになるということなのですが、今日、どこか詰まらなかった、詰め切れなかった部分があるのでしょうか。差し支えのないところで、どこまで詰まって、あと1回で何が決まるのかという点なのですが。

○岡議長 詰まらなかったということではなくて、私は議長として皆さんのやりとりを聞

いていまして、今日の議論で大分議論が出尽くしたと思っています。したがって、そのほ
ぼ出尽くしたなと思っている議論をベースに我々の見解の取りまとめ案を作って、そして
もう一度、皆さんに確認をしていただこう、こういう考え方でございますので、今の御質
問に対する考え方からすれば、ほぼ各委員の皆さんの意見は出尽くしたかなと思ってお
ります。

○記者 保育チームを設置されたということなのですが、2年間で待機児童ゼロを目指す
というのは相当いろいろなものをスピード感を持って進めていかなければできないと思
うのですけれども、いつごろまでに提言をまとめて、それと、4月に設置される政府の子ども
・子育て会議とはどういうふうに連携していくのか、関係はどうあるのか、教えてください。

○岡議長 お願いします。

○大田議長代理 この目標は、私どもが達成できるわけではなくて、政府にこういうこと
をやってくれということで、何のために規制改革をするのかということの目標として掲
げております。これに対して厚生労働省からは、やはり国として、この2年間で目標を掲
げるのは難しいということがありました。やれるだけのことはやっていくという点は共
有されたと思います。

それで今日、検討事項として掲げた3つで厚生労働省もそれぞれ検討してみたいとい
うことでしたので、次回、それがいつかはまだ決まっていますが、厚生労働省からお答え
を聞いて議論を進めていきたいということです。

それから、子ども・子育て会議は4月にスタートするもので、2年間で新制度を決める
というものですから、ここと規制改革会議がリンクするということはありません。

○記者 具体的にいつまでに、この大きな提案・提言の取りまとめというのは、保育のチ
ームでは想定はしていないのでしょうか。

○大田議長代理 どうぞ。

○岡議長 それは、最初に申し上げたように、私どもの会議において最優先案件という四
つのうちの一つでございます。最初の会議のときに申し上げましたように、我々の見解を
取りまとめるのはできるだけ早くということでございます。同時に、4つの分野のワーキ
ング・グループのお話もさせていただきましたが、あの中の優先項目は6月までにという
勢いでやっていますので、この保育については遅くとも6月までにはまとめなければいけ
ないと私は思っています。

今、大田議長代理からお話がありましたが、私どもが連携する会議の一つに産業競争力
会議がございます。これにつきましては、雇用のテーマの中で、あるいは人材育成のテ
ーマの中で、女性の社会進出、女性の働く場をもっと増やす等々という切り口で議論がされ
ております。今日の厚生労働省の話の中からもちょっとありましたけれども、その産業競
争力会議の中での議論を踏まえて、総理は保育士が足りないがために待機児童が存在して
いる状態は早く直してほしいということをおっしゃっておりますという発言が厚生労働省

からありました。ですから、やはりこのテーマについて急いで、できるだけ早く成果を上げたいという思いは政府の方にもあるように私は感じておりますので、産業競争力会議とも必要に応じて連携をしながら、早い段階での、できるだけ早いタイミングでの取りまとめ、成果の出るような取りまとめをしていきたい、このように思っております。

他はいかがでしょうか。

○大田議長代理 私がもうすぐ出なければいけませんので。

○岡議長 保育関係の質問の方を先でいいですか。

○大田議長代理 はい。

○岡議長 どうぞ。

○記者 確認なのですが、今回の規制改革の目標というのは、これは薬のインターネット販売に次ぐ規制改革会議としての2番目の見解というふう位置付けてもいいのでしょうか。そういうわけではないのですか。

○岡議長 1番目がインターネットによる薬の販売ですね。次回の会議には、多分、私は先ほど言いました石炭火力の環境アセスメントの見解を出したいと思っております。

したがって、そういう意味では何番目かという御指摘であるならば、この保育は3番目になると思います。環境アセスメントは次回やろうと思っておりますので、保育の方は今日、保育チームを立ち上げて。

○記者 あくまで方向性ということですか。

○岡議長 そうです。

○大田議長代理 今日提示しましたペーパーは今日、ヒアリングをするに当たって、私どもの目指すところはこういうところであり、こういうことを主に検討したいということを出したもので、これはスタートの紙です。

○記者 もう一点、資料2の「2. 具体的な検討事項」の(2)の特例的・時限的な規制緩和というのは、具体的には保育所を設置するための面積とか保育士の数とか、そういうことを意図していらっしゃるのでしょうか。

○大田議長代理 面積につきましては、待機児童が多いところでは基準ではなくて標準とするという具合になっております。例えば保育士についても、今日出た意見でも、全員が保育士でなくても、待機児童が非常に多くて困っているところは全体最適が大事なので、全てが保育士でなくても、例えばファミリーサポートの人とか保育ママであるとか、何らかの研修を受けた人もサポートする体制でいいのではないかとといった意見も出ました。主に保育士の数を、待機児童が非常に多いところでは何らか緩和していくことができないかというのが主な議論でした。

○岡議長 ちょっと補足しますが、今、大田さんが言われたこれは今日の議論のスタートのためのペーパーであって、だから、ここに書いていること以外のこともこれから検討事項に加わっていくことは十分あり得ると御理解いただきたいのです。

他に保育関係の御質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、大田さんはここで失礼させていただくということで、どうもありがとうございました。

(大田議長代理退室)

○岡議長 それでは、保育の方もできるだけ私が答えますけれども、他の案件でも結構でございます。

○記者 石炭火力発電の環境アセスの件に戻りますのでけれども、これは前回に出たペーパーの方でも、案として大体、すみません、今、私の頭に入っていないのですが、国と自治体の方でアセスを一緒に進めれば1年か、2年か短縮できるとかを書いてあったと思うのですがけれども、次回に出てくる案というのは、あの案に即した形になってくるのでしょうか。今日は特段、御意見としては。

○岡議長 そういう意味では、次回の会議までお待ちいただきたいというのが結論なのですけれども、今、ちょっと触れられたような切り口も、短縮するための手法として、ここが終わったら今度はここという、よく手続でありますね。そういうのではなくて、3つの機関の承認が必要だったら同時並行的に、ゴルフ用語ですけれども、ショットガンでどんとやったら3分の1の時間で済むのではないか、そんなような切り口も議論の中には入っております。ただ、まだ取りまとめ案で、それが入るかどうかということを今日は申し上げるわけにはいかないのでもっとお待ちいただきたいのですが、そういう議論はしております。

○記者 おおむね、少なくとも、短縮される期間なのですけれども、このぐらいは短縮しようということは現段階で言えるのですか。

○岡議長 例えば90日とか半年とか、それはございません。

他はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、どうも、今日はお忙しいところありがとうございました。

○司会 以上で終了します。

ありがとうございました。